**災害に強い電子自治体に関する研究会**
**「第９回ＩＣＴ部門の業務継続・セキュリティWG」議事概要**

**１．開催日時：平成 24 年 11 月 26 日（月）14：00 ～ 16：00**
**２．開催場所：ＮＥＣ本社ビル　２Ｆ　２４１会議室**
**３．出席者：（座長、座長代理及び主査を除き 50 音順）**

**＜ＩＣＴ部門の業務継続・セキュリティWG構成員＞**
**伊藤 毅（主査）（ＮＰＯ法人事業継続推進機構副理事長）**
**浅見 良雄 （埼玉県小鹿野町総合政策課副課長）**
**今井 建彦 （仙台市総務企画局情報政策部長）**
**大高 利夫 （藤沢市総務部参事兼ＩＴ推進課長）**
**小屋 晋吾（トレンドマイクロ株式会社戦略企画室統合政策担当部長）**
**佐々木 忍（日本電気株式会社サービス事業部グローバルサービス事業部）**
**佐々木 良一（東京電機大学未来科学部教授）**
**林 繁幸 （防災・危機管理アドバイザー（元松江市消防長））**
**丸谷 浩明（国土交通政策研究所政策研究官兼東京工業大学都市地震工学センター特任教授）**

**＜オブザーバ＞**
**伊駒 政弘 （財団法人地方自治情報センター研究開発部主席研究員）**
**長尾 友夫 （総務省情報流通行政局地方情報化推進室課長補佐）**
**百瀬 昌幸 （財団法人地方自治情報センター自治体セキュリティ支援室主任研究員）**

**４．議題**
**・初動版ＩＣＴ－ＢＣＰサンプルについて**
**・ＩＣＴ－ＢＣＰ策定に向けた首長向けメッセージについて**
**・既存ＩＣＴ－ＢＣＰガイドライン見直しについて**
**・その他（災害時における情報セキュリティの課題について、訓練事例集について）**

**【議事概要】**

**（初動版ＩＣＴ－ＢＣＰサンプルについて、ＩＣＴ－ＢＣＰ策定に向けた首長向けメッセージについて（資料１～３））**

**○　意見を頂戴する前に全体を整理する。**

**初動版ＩＣＴ－ＢＣＰサンプルの基本的なポリシーは、①小規模自治体を対象としていること、②発災から７２時間の初動業務を対象としていること、③自庁舎が被災しないということを前提としないこと（代替拠点を意識した対応とすること）の３点であることを意識願いたい。**

**また、初動版ＩＣＴ－ＢＣＰのサンプルは、この後作成・検討予定の「初動版ＩＣＴ－ＢＣＰ解説書」、「普及施策」と合わせて提示されるものであるため、初動版サンプルに全ての情報を盛り込む必要はない。初動版サンプルに情報を盛り込みすぎ分かりづらくなってしまわないよう注意する必要がある。その点も踏まえ、本サンプルが適正なものかどうかご意見頂戴したい。**

**○　資料１「ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプル」の３０ページに、全体フローが記載されているが、ＢＣＰを検討する際に一番最初にこのような全体像が頭に入れられると、何をやらなくてはいけないのかが分かり、そのために必要なものかが何かも理解できるのではないか。**

**資料１「ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプル」の２５ページに、防災行政無線、ＭＣＡ無線とあるが、用語が分からないと思われるため、解説が必要であると感じる。また、読み手の理解を助けるために、「ネットワーク構成図」を掲載してはいかがか。**

**○　ご指摘いただいた点は解説書にて補足できるようにしたい。**

**○　一番初めにご指摘のあった、全体像を頭に入れたいという議論については、結局災害時にどのような状況に追い込まれ、その際にＩＣＴ部門がやらなくてはならないことは何かということを最初に明確に意識したいというご指摘と認識した。それを今のように後ろの方で具体的に提示するのか、それとも冒頭で提示するのか、あるいはダイジェストのような形で提示するのかという点は、調整できると思うため、事務局と相談したい。**

**○　「ＩＣＴ部門の業務継続計画」と色々なところに記載があるが、初動では地域防災計画に必要な機能や、広報に必要な機能も出てくるため、ＩＣＴ部門を超える部分も守備範囲とする必要が出てくる。ＩＣＴ部門という範囲を超える部分も守備範囲であるということを明確にすべきではないか。**

**また、初動版ＩＣＴ－ＢＣＰサンプルでは、ＩＣＴ部門の行動計画とそれ以外の部門の**

行動計画が明確になっており、それは必要なことではあるが、それ以外の部門がインターネットの回線環境がどうなっているかを理解できているかという調査も必要ではないか。

○　ＩＣＴ部門の守備範囲については、それぞれの自治体の考え方で変わってくるため、あまり明確に定めすぎることはしていない。ただ、ＩＣＴ部門という言葉そのものの使われ方は変わってきているので、どのように整理するか検討したい。

○　資料３「ＩＣＴ－ＢＣＰとその意義」は、ＩＣＴ部門だけのＢＣＰを作るというところから一歩踏み出しているという観点で、ＩＣＴ部門の方々にどういう支援をしていただきたいかということを知らせる文書でもあるので、そちらも併せてご確認いただくとよいと思われる。

○　資料１「ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプル」の３４ページの行動計画の中では、防災担当や広報担当は、ＩＣＴ部門による調査対象となっている。一方、平常時における推進体制が示されている７ページでは、「(防災担当)」と「(広報担当)」の中に「ＩＣＴ－ＢＣＰ策定担当」との言葉が含まれている。この「ＩＣＴ－ＢＣＰ策定担当」というのが内部の人間か、外部の人間かは明確にする必要がある。
　また、２５ページの緊急時の体制の中で、独自システム業務主管課、復旧対象システム利用課の定義が曖昧である。

○　復旧システム利用課、独自システム主管課という言葉については、初動業務を捉えた場合、平常業務の復旧を捉えた場合とで少し混在し定義がはっきりしない点があるので、整理する。

○　全体的に資料１「ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプル」は内容が重たくなったと感じており、分かりやすくする手立てが必要と感じる。
　小規模自治体がＩＣＴ－ＢＣＰを策定できることを目標にしているとのことだが、２５ページに出てきているような各部の部長というのは、町村などでは恐らく置かれていないのではないか。また、ＩＣＴ部門責任者に最高情報統括責任者と出てくるが、町村の場合はほとんどが副町長や副市長がその担当であると思われる。

○　平常時に使うものと非常時に使うもの両方がサンプルに含まれているので、重たいイメージとなっているが、非常時の際に必要なものだけを抜き出せるようにすることで、ある程度解決されるかもしれない。

○　資料１「ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプル」の内容が重たくなっており、担当者がきち

**んと目を通さない恐れがあることも確かに懸念事項であるが、資料３「ＩＣＴ－ＢＣＰとその意義」が首長に届かないということもあり得るので、それも懸念事項である。**

**首長に対してしっかり認識させるための手続のところも整理した方がよい。**

**○　今回代替拠点での復旧も視野に入れられているが、現実にそちらに切替える際、または平常時訓練のとき、本番に本当に切替えたときに、切り戻しという話しが出てくるはずなので、そのあたりの仕組みも事前に検討しておき整理しておく必要があると感じる。**

**○　資料１「ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプル」１０ページに代替拠点の選定について触れられている。代替拠点を選定するのはＩＣＴ部門ではないが、選定の際に、ＩＴサイドのニーズを伝えておく必要があることから記載があると認識している。ただ、もう少し誰に対して伝えるかというところを明確にした方が良い気がする。**

**また、代替拠点の候補の例として、○○学校、××学校とあるが、二つ示すのであれば、ひとつは学校でよいがもう１つは別の公的施設を示した方がよいのではないか。**

**○　資料１「ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプル」１１ページからの被害想定のところで、インターネットが使える場合と利用できない場合との被害想定が記載されていないように感じるが。**

**○　被害想定の書き方について事務局で整理する。**

**（既存ＩＣＴ－ＢＣＰガイドライン見直しについて（資料４））**

**○　資料４「『地方公共団体におけるＩＣＴ部門の業務継続計画（ＢＣＰ）策定に関するガイドライン』見直し案について」の５ページの図について、右に「ＩＣＴ部門以外の業務」「ＩＣＴ部門業務」との記載があるが、理解しづらい。**

**○　ＩＣＴの範囲が広がっていることを表現したかったのだが、ご指摘のとおり表現が分かりづらいため、内容を再考する。**

**○　今回ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプルを作成したコンセプトが、既存のガイドラインの第１部のサンプルよりも簡単にしようということであれば、今回の方はＩＣＴ部門から範囲を広げていることもあり実現できていないことになる。それでよいのか。**

**○　既存のガイドライン第一部と比べると、今回の初動版は他部門も含まれることや、代替拠点という考え方を含めたことから、詳しくなってしまう要素はたくさんある。ただ、事務局では既存ガイドラインの一部～三部の全体サンプルに比して今回の初動分がコンパクトであればよいと考えている。**

**○　議論の最初の前提にあったのは、初動業務をしっかり出来る状態をつくらなければならないということである。その中で、ＩＣＴ－ＢＣＰ初動版が重たいという印象をなくしていくという方向性があるが、そのゴールは必ずしもそのページ数を減らすということではなく、見やすい、分かりやすいという観点も含まれる。それを考えると、既存ガイドラインの第一部より、今回のＩＣＴ－ＢＣＰ初動版サンプルの方がページ数が多くなるということは必ずしも否定するものではないという前提に立つ必要がある。**

（その他（資料５、６））

○　資料５「地方公共団体ＩＣＴ部門の情報セキュリティ対策の非常時における課題と対策に関する調査」に関して、気になった点を述べる。

セキュリティという話題を取り上げているが、その周辺にあるプライバシーの問題も含まれるのか。

通常セキュリティというと、不正者が行う攻撃あるいは脅威となると思うが、地震が起こってその後さらに余震が起こり機器が壊れるというようなことに対応するものは対象とするのか。

セキュリティにはＣＩＡという、コンフィデンシャリティ、インテグリティ、アベイラビリティがあるが、インテグリティの問題を扱う際に、復旧対策があると思うが、例えばこの省庁とあの省庁のデータをマッチングさせるともとと同じようなデータができるという場合にそれをやっていいのかということも整理する必要がある。

災害時にセキュリティレベルを緩和させることも重要であるが、トレーサビリティを最低限確保するためにはどうすればよいかも考えた方がよい。例えばボランティアの人に手伝ってもらったはよいが、その後何かあったときにボランティアの人をトレースできないと問題である。

バックアップの観点では、パソコンが津波で潮を被っても１週間以内であれば８、９割ほどデータを復元できるという調査結果がある。そのような情報をアナウンスしていくことも重要である。

○　同じく資料５について気づいた点を述べる。

災害時の現場では、セキュリティレベルを緩和しなければ業務にならないというのは確かであるが、緩和の条件は定めておく必要がある。

先ほど話しがあったように、パソコンは津波で潮を被っても復元できることがあるので、壊れているからと思って放置していると、復元されてしまって危険なこともあり得る。

緊急時には、新たに緊急の従業員のリストなどを作ることが多いが、ポリシー緩和で広範囲に配布されるケースが多く、漏えい事件が起きたという事例もある。そのあたりの管理は事前に確認しておく必要がある。

○　今ご指摘いただいた点は具体的な論点となりえると思うので、また新たな枠組みで検討していくことになると思うが、その中で検討されるべき話しだと思うので、意見を頂戴したことを認識し、報告書にて取扱い、次のステージであるセキュリティガイドラインの見直しの中で扱っていきたい。

○　実際には、被災時にポリシーは基本的に変えなかったが、一点だけ、外部委託が急激に増えるため、その点の条件緩和は実施した。

**○　外部人材については、災害協定等を結び、よその公務員同士で交流をする際に、受け入れ側の体制として公務員であれば特に秘密保持契約を締結せずに地方公共団体法で大丈夫で、そのまま受入れてよいかというところを整理できていないので、その点も併せて検討いただきたい。**